自　令和５年１２月４日
至　令和５年１２月８日

令和５年第４回平内町議会定例会
会　　　議　　　録

平内町議会事務局

令和５年第４回平内町議会定例会会議録　目次

１、招集告示 ……………………………………………… 5
１、会期日程表
１、議事日程表（第１号）
１、議事日程表（第２号）
１、議事日程表（第３号）
１、町長提出議案 ……………………………………………… 11
１、報　　　告
１、委員会審査報告書

第１号（１２月４日　月曜日） ……………………………………………… 15

１、本日の会議に付した事件
１、出席議員及び欠席議員
１、法１２１条による出席者
１、出席事務局職員
１、開　会・開　議
１、諸　　報　　告
１、会議録署名議員の指名
１、会期の決定
１、提出議案一括上程　　提案理由説明（副町長　山田光昭君）
１、休　会　提　議
１、散　　　　　会

第２号（１２月６日　水曜日） ……………………………………………… 21

１、本日の会議に付した事件
１、出席議員及び欠席議員
１、法１２１条による出席者
１、出席事務局職員
１、開　　　　　議
１、会議録署名議員の補充
１、一　般　質　問

◎　田中光弘君

答　弁（副町長　山田光昭君）

（学校教育課長　須藤鉄博君）

（教育長　渡辺伸一君）

◎　太田満則君

答　弁（副町長　山田光昭君）

◎　田中茂勝君

答　弁（副町長　山田光昭君）

◎　亀田弘徳君

答　弁（副町長　山田光昭君）

（教育長　渡辺伸一君）

（福祉介護課指導監　竹達暁教君）
1、質　　　　疑　………………………… 37
1、議　案　付　託
1、休　会　提　議
1、散　　　　会
第３号（１２月８日　金曜日）　………………………… 39
1、本日の会議に付した事件
1、出席議員及び欠席議員
1、法１２１条による出席者
1、出席事務局職員
1、開　　　　議
1、総務福祉常任委員会報告
1、経済文教常任委員会報告
1、表　　　　決　………………………… 40
報告第２２号　承　　認
議案第５９号　議案第６０号　議案第６１号
議案第６２号　議案第６３号　議案第６４号
議案第６５号　原案可決
1、表　　　　決　………………………… 41
議案第６６号　原案可決
1、表　　　　決　………………………… 41
議案第６７号　原案可決
1、表　　　　決　………………………… 42
議案第６８号　原案可決
1、表　　　　決　………………………… 42
議案第６９号　原案可決
1、表　　　　決　………………………… 42
議案第７０号　原案可決
1、表　　　　決　………………………… 43
議案第７１号　原案可決
1、表　　　　決　………………………… 43
議案第７２号　原案可決
1、表　　　　決　………………………… 44
議案第７３号　原案可決
1、表　　　　決　………………………… 44
議案第７４号　原案可決
1、表　　　　決　………………………… 44
議案第７５号　原案可決
1、議員派遣の件　………………………… 45
承　　認
1、平内町議会活性化特別委員会委員の選任　………………………… 45

１、表　　　決　……………………………………………… 46
　発議第８号　原案可決
１、副町長挨拶（副町長　山田光昭君）
１、閉　　　会

〔参考登載〕

平内町告示第８３号

令和５年第４回平内町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和５年１１月３０日

平内町長　　船　橋　茂　久

記

１．日　　時　令和５年１２月４日（月）　午前１０時

２．場　　所　平内町議会議場

令和５年第４回平内町議会定例会　会期日程表

令和５年１２月４日招集

月　　日	開議時刻	件　　名
１２月４日 （月）	午前１０時	本会議 開　会　・　開　議 第　１　　会議録署名議員の指名 第　２　　会期の決定 第　３　　議案一括上程 （提案理由及び議案概要説明） 散　会
１２月５日 （火）		休　会
１２月６日 （水）	午前１０時	本会議 開　議 第　１　　一　般　質　問 第　２　　質　　　　疑 第　３　　議　案　付　託 散　会
１２月７日 （木）	午前９時３０分	休　会（各常任委員会）

月　　日	開議時刻	件　　　　　　　　名
１２月８日 （金）	午前１０時	本会議 開　議 第　１　　総務福祉・経済文教常任委員会報告 第　２　　議案第　６６　号 第　３　　議案第　６７　号 第　４　　議案第　６８　号 第　５　　議案第　６９　号 第　６　　議案第　７０　号 第　７　　議案第　７１　号 第　８　　議案第　７２　号 第　９　　議案第　７３　号 第１０　　議案第　７４　号 第１１　　議案第　７５　号 第１２　　議員派遣の件 第１３　　平内町議会活性化特別委員会委員の選任 第１４　　発議第　８　号 （副　町　長　挨　拶） 閉　会

令和５年第４回平内町議会定例会

１２月４日議事日程表（第１号）

開議時刻　午前１０時

開　会　・　開　議

日程第１　　会議録署名議員の指名

日程第２　　会期の決定

日程第３　　議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

散　会

令和５年第４回平内町議会定例会

１２月６日議事日程表（第２号）

開議時刻　午前１０時

開　議

日程第１　　一　般　質　問

日程第２　　質　　　　　疑

日程第３　　議　案　付　託

散　会

令和５年第４回平内町議会定例会

１２月８日議事日程表（第３号）

開議時刻　午前１０時

開　議

日程第　１	総務福祉・経済文教常任委員会報告	
日程第　２	議案第　６６　号	平内町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例案
日程第　３	議案第　６７　号	平内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
日程第　４	議案第　６８　号	平内町教育委員会教育長の給料等及びその支給方法条例の一部を改正する条例案
日程第　５	議案第　６９　号	平内町病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例案
日程第　６	議案第　７０　号	平内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
日程第　７	議案第　７１　号	単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
日程第　８	議案第　７２　号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
日程第　９	議案第　７３　号	平内町病院事業会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
日程第１０	議案第　７４　号	平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
日程第１１	議案第　７５　号	平内町土地開発基金条例を廃止する条例案

日程第１２　　議員派遣の件

日程第１３　　平内町議会活性化特別委員会委員の選任

日程第１４　　発議第　８　号　平内町議会ホタテガイ高水温被害対策特別委員会設置案

（副町長挨拶）

閉　会

令和５年第４回平内町議会定例会会議録

令和５年１２月４日　開　会
令和５年１２月８日　閉　会

１、町長提出議案件名

議案第５９号	令和５年度平内町一般会計補正予算案
議案第６０号	令和５年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案
議案第６１号	令和５年度平内町水道事業会計補正予算案
議案第６２号	令和５年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案
議案第６３号	令和５年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案
議案第６４号	令和５年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案
議案第６５号	令和５年度平内町介護保険特別会計補正予算案
議案第６６号	平内町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例案
議案第６７号	平内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
議案第６８号	平内町教育委員会教育長の給料等及びその支給方法条例の一部を改正する条例案
議案第６９号	平内町病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例案
議案第７０号	平内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
議案第７１号	単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
議案第７２号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
議案第７３号	平内町病院事業会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第７４号	平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
議案第７５号	平内町土地開発基金条例を廃止する条例案

２、議員提出案件

発議第　８　号	平内町議会ホタテガイ高水温被害対策特別委員会設置案

３、報　告

報告第２２号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和５年度平内町一般会計補正予算〕

例月出納検査結果報告書

令和５年１２月８日

平内町議会議長　　船　橋　健　人　　殿

総務福祉常任委員長　　田　中　光　弘

委　員　会　審　査　報　告　書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第７７条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　　　　　　　名	審査の 結　果	審査の 理　由
報告第２２号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和５年度平内町一般会計補正予算〕	原案どおり承認すべきもの	処置妥当
議案第５９号	令和５年度平内町一般会計補正予算案（所管部分）	原案どおり可決すべきもの	上記同じ
議案第６０号	令和５年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第６５号	令和５年度平内町介護保険特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ

令和５年１２月８日

平内町議会議長　　船　橋　健　人　　殿

経済文教常任委員長　　亀　田　弘　徳

委　員　会　審　査　報　告　書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第７７条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　　　　　　名	審査の 結　果	審査の 理　由
議案第５９号	令和５年度平内町一般会計補正予算案（所管部分）	原案どおり可決すべきもの	処置妥当
議案第６１号	令和５年度平内町水道事業会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第６２号	令和５年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第６３号	令和５年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第６４号	令和５年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ

令和５年第４回平内町議会定例会会議録（第１号）

令和５年１２月４日

本日の会議に付した事件

日程第１、会議録署名議員の指名

日程第２、会期の決定

日程第３、議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

出席議員　９名

議長	船橋健人君	副議長	木村良一君	３番	小笠原智鶴子君
４番	亀田弘徳君	５番	田中茂勝君	６番	太田満則君
８番	倉内清一君	９番	佐々木徳正君	１０番	田中光弘君

欠席議員　なし

地方自治法第１２１条による出席者職氏名

副町長	山田光昭君	総務課長・選挙管理委員会事務局長	倉内仁君
総務課指導監	工藤英仁君	企画政策課長	柴田正一君
税務課長	渡邊仁志君	町民課長	工藤隆之進君
福祉介護課長	塩越信子君	福祉介護課指導監	竹達暁教君
健康増進課長	大水要君	健康増進課指導監	森山実希君
農政課指導監	三津谷博君	水産商工観光課長	畑井幸治君
地域整備課長	佐々木隆志君	地域整備課上下水道管理室長	近藤吏君
会計管理者	田中正美君	平内中央病院事務局長	小形正樹君
消防監消防署長	木村秀人君	教育長	渡辺伸一君
学校教育課長	須藤鉄博君	生涯学習課長	小林正人君

事務局出席者職氏名

議会事務局長	船橋寿	事務局長補佐	片山潤一

振鈴（午前１０時　開　会）

議　長（船橋健人君）皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和５年第４回平内町議会定例会を開会します。出席議員が９人でありますので、会議は成立します。ただちに、本日の会議を開きます。会議は、議事日程表第１号により進めます。

日程に先立ち、町民憲章を朗読します。事務局長に音頭を取らせますので、全文を続けて朗読願います。全員御起立願います。

（町民憲章を朗読）

議　長（船橋健人君）御着席願います。次に、諸報告を行ないます。議長報告を事務局長に朗読させます。

事務局長（船橋　寿）それでは、議長報告を朗読いたします。

今定例会に町長より提出されました案件は「報告第２２号　専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和５年度　平内町一般会計補正予算〕」、「議案第５９号　令和５年度平内町一般会計補正予算案」、「議案第６０号　令和５年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」、「議案第６１号　令和５年度平内町水道事業会計補正予算案」、「議案第６２号　令和５年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案」、「議案第６３号　令和５年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案」、「議案第６４号　令和５年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案」、「議案第６５号　令和５年度平内町介護保険特別会計補正予算案」、「議案第６６号　平内町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例案」、「議案第６７号　平内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」、「議案第６８号　平内町教育委員会教育長の給料等及びその支給方法条例の一部を改正する条例案」、「議案第６９号　平内町病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例案」、「議案第７０号　平内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」、「議案第７１号　単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案」、「議案第７２号　企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案」、「議案第７３号　平内町病院事業会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案」、「議案第７４号　平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」、「議案第７５号　平内町土地開発基金条例を廃止する条例案」以上１８件であります。

また、議員提案の案件は「発議第８号　平内町議会ホタテガイ高水温被害対策特別委員会設置案」１件であります。

次に、平内町監査委員からは「例月出納検査結果報告書」が提出されましたので、各位に配布してあります。

また、説明員については、町長、教育委員会教育長等に対し、出席要求したところ、出席通知のありました者の職・氏名及び職務のために出席した者の職・氏名については、お手元にお配りしてありますので、御了承願います。以上で議長報告の朗読を終わります。

議　長（船橋健人君） 以上で諸報告を終わります。これより日程に入ります。

◇

日程第１、会議録署名議員の指名

議　長（船橋健人君） 日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、８番、倉内清一君、９番、佐々木德正君を指名します。

◇

日程第２、会期の決定

議　長（船橋健人君） 日程第２、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から１２月８日までの５日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から１２月８日までの５日間とすることに決定しました。会期日程表は、お手元に配布のとおりであります。

◇

日程第３、議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

議　長（船橋健人君） 日程第３、「報告第２２号」及び「議案第５９号」から「議案第７５号」までの

以上１８件を一括して上程します。提案説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、副町長。
副町長（山田光昭君）皆さん、おはようございます。
本来であれば、町長から今後の施政方針や事業概要等を申し上げるところですが、町長は病気療養のため入院していることから、今議会は出席できず、私が町長の代わりに説明をさせていただくことをお許しいただきたいと思います。
さて、町長の容体については、１１月１０日から泌尿器系の疾患により、青森市内の病院に入院しておりましたが、回復したため１１月２２日から一部の公務に復帰したところでございますが、１１月２４日に体調不良を訴え、検査したところ消化器系に疾患があることがわかり、現在は平内中央病院に入院しております。症状は快復に向かっておりますが、当分の間は加療が必要であると報告を受けております。
大変御心配をおかけしていることについては、議長をはじめ議員の皆様そして、町民及び関係者の皆様に心からおわび申し上げるとともに、一日も早い公務復帰に向けて治療に専念しているところでございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。
また、町長不在の中でも町政に支障をきたさず、町民の皆様にできるだけ御迷惑をおかけしないために、今まで以上に議員各位や職員との連携を緊密に行い、職員と力を合わせ、町政執行には万全を期してまいる所存でございますので、御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。
それでは、提案説明をさせていただきます。
本日ここに、令和５年第４回平内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。
まず、先月、小湊・沼館地区の住宅火災により、なによりも大切な町民を失う結果となりました。亡くなられた方に対し、心より御冥福を申し上げるものであります。また、大切な家族を亡くされました御遺族に心からお見舞いを申し上げます。
さて、当町のこの一年を振り返ってみますと、水稲につきましては、田植え時期から天候に恵まれ概ね順調に生育しておりました。１０月に発表されたコメの出来具合を示す作況指数は１０２の「やや良」の見通しでしたが、出穂期の７月下旬以降に記録的な高温が続いたことで、実に十分な栄養が行き渡らずコメが白く濁る「白未熟粒」などの高温障害が発生し、品質低下を招きました。
結果として、町の基幹品種である「まっしぐら」の一等米比率は昨年の９７パーセントから、今年は大幅に低下し６７パーセントとなりました。今後は、高温障害や異常気象等に対応すべく、より一層、農協はじめ関係機関との連携を強化し、高品質米の確保に万全を期してまいりたいと考えております。
一方、ホタテ養殖業については、本年度は１０月末で数量が３万トンほどで、金額が７６億１，８００万円となり、数量については昨年度より少ないものの、単価が高値で推移したことから、当初の計画を上回る見込みであると伺っております。
また、稚貝については、母貝の不足によりラーバ数が少ないことに加えて、記録的猛暑となった今夏の高水温の影響で大量死する被害に見舞われ、来年度以降の出荷量が大きく減少するものと懸念しております。
さらに、東京電力福島第一原子力発電所の処理水の海洋放出で、中国が日本産水産物の輸入を全面停止していることを受け、町内の水産加工会社においても影響を受けていることから、様々な対策を講ずるとともに、町の基幹産業である「ホタテ養殖」を持続可能な産業として、生産者、企業、漁業協同組合と一体となって取り組んでまいります。

さて、今定例会には、本年度の各会計補正予算案及び条例の改正案等、合わせて１８件を提出しておりますので、その概要について御説明申し上げ、議案審議の御参考に供したいと存じます。

まず、「報告第２２号　専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和５年度平内町一般会計補正予算〕」でありますが、物価高騰等の影響を受ける全ての子育て世帯に対し、児童１人あたり一律３万円の給付が令和５年１０月６日に青森県議会で議決されたことに伴い、早急に予算措置を講ずる必要が生じたことから、地方自治法の規定により、令和５年１１月６日付で２，１４７万４千円の増額を専決処分したものであります。その結果、予算の総額は歳入歳出ともに７３億６，６７５万１千円になったものであります。所要歳出の財源は、全額県支出金を増額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第５９号　令和５年度平内町一般会計補正予算案」でありますが、今回の補正は、歳入歳出ともに２億２，２８４万円を増額し、補正後の予算総額は、歳入歳出ともに７５億８，９５９万１千円となったものであります。

補正の主なものとして、歳出では、町有財産管理費、ふるさと納税促進事業費、平内町町内会等運営助成金、戸籍住民基本台帳費、地域生活支援事業費、自立支援給付費、障害児施設措置費、予防接種事業費、つきのき聖苑運営事業費、乳幼児・子ども医療給付事業費、じん芥処理費、夜越山施設管理事業費、学校給食費、社会体育施設維持補修事業費を増額計上いたしました。

これら歳出に対する財源として、歳出に関連したそれぞれの収入見込額を計上したほか、人事異動及び給与改定に伴う歳出を調整し、なお不足する一般財源には地方交付税を増額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第６０号　令和５年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」でありますが、今回の補正は、歳入歳出ともに２２８万７千円を減額し、予算総額を歳入歳出ともに１９億４，２６８万５千円といたしました。

補正の内容について歳出では、総務費及び基金積立金を減額し、諸支出金を増額いたしました。歳入では繰入金を減額して、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第６１号　令和５年度平内町水道事業会計補正予算案」でありますが、今回の補正は、収益的収入及び支出のうち、支出では、総係費を２０万６千円減額し、収益的支出総額を２億６，４６２万６千円といたしました。

次に、「議案第６２号　令和５年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案」でありますが、今回の補正は、歳入歳出ともに２０３万６千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに１億９，７６５万９千円といたしました。

補正の内容について歳出では、職員給与費、電気料、処理施設及び中継ポンプ修繕及び長期債償還金利子を増額いたしました。収入では、予算調整を図るため一般会計繰入金を増額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第６３号　令和５年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案」でありますが、今回の補正は、歳入歳出ともに４８万６千円を減額し、予算総額を歳入歳出ともに１億１，６８８万９千円といたしました。

補正の内容について歳出では、消費税、長期債償還金利子を減額し、電気料、上下水道使用料、処理施設及び中継ポンプ修繕、一般消耗品、職員給与費を増額いたしました。歳入では、資本費平準化債を減額し、予算調整を図るため一般会計繰入金を減額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第６４号　令和５年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案」でありますが、今回

の補正は、歳入歳出ともに１９９万６千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに３億８，４６２万４千円といたしました。

補正の内容については、長期債償還金利子を減額し、職員給与費、一般消耗品、参考図書、電気料を増額いたしました。歳入では、資本費平準化債を減額し、消費税の確定に伴い消費税還付金を増額し、予算調整を図るため一般会計繰入金を減額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第６５号　令和５年度平内町介護保険特別会計補正予算案」でありますが、今回の補正は、歳入歳出ともに２１３万４千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに１５億１，５０４万円といたしました。

補正の内容について歳出では、総務費及び地域支援事業費を増額し、基金積立金を減額いたしました。歳入では、国庫支出金、県支出金、繰入金及び諸収入を増額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第６６号　平内町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例案」、「議案第６７号　平内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」、「議案第６８号　平内町教育委員会教育長の給料等及びその支給方法条例の一部を改正する条例案」、「議案第６９号　平内町病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例案」及び「議案第７０号　平内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」でありますが、これら５件につきましては、関連がありますので一括で御説明申し上げます。いずれも、去る１０月６日の青森県人事委員会勧告を踏まえて、議会議員、特別職、教育長、病院事業管理者においては、期末手当の支給率の改定、職員においては、月例給、期末手当及び勤勉手当の改定を行うため提案するものであります。

次に、「議案第７１号　単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案」及び「議案第７２号　企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案」でありますが、地方自治法の改正により令和６年４月１日から会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能となるため、関係条例の一部を改正するものであります。

次に、「議案第７３号　平内町病院事業会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案」でありますが、先ほど「議案第７１号」及び「議案第７２号」において御説明申し上げたとおり、地方自治法の改正により令和６年４月１日から会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能となるため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、「議案第７４号　平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」でありますが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和５年５月１９日に、また関連する政令が令和５年７月２０日にそれぞれ公布され、原則として令和６年１月１日から施行することに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、「議案第７５号　平内町土地開発基金条例を廃止する条例案」でありますが、土地の価格が安定している現在においては、基金で用地を先行取得する必要性が低く、基金の存続意義が薄れていることから、本条例を廃止するものであります。

以上、提出議案の概要について御説明いたしましたが、議事の進行に伴い、御質問に応じ、更に詳しく御説明申し上げますので、何卒慎重御審議のうえ原案どおり御承認、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◇

議　長（船橋健人君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日５日は、議案熟考のため休会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君） 異議なしと認めます。したがって、明日５日は、休会と決定しました。

来る１２月６日は、午前１０時から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。どうも御苦労様でした。

（午前１０時２６分　散　会）

令和５年第４回平内町議会定例会会議録（第２号）

令和５年１２月６日

本日の会議に付した事件

日程第１、一般質問

日程第２、質　　疑

日程第３、議案付託

出席議員　８名

議　長	船　橋　健　人君	副議長	木　村　良　一君	３　番	小笠原　智鶴子君
４　番	亀　田　弘　徳君	５　番	田　中　茂　勝君	６　番	太　田　満　則君
８　番	倉　内　清　一君	１０番	田　中　光　弘君		

欠席議員　１名

９　番　佐々木　徳　正君

地方自治法第１２１条による出席者職氏名

副　町　長	山　田　光　昭君	総務課長・選挙管理委員会事務局長	倉　内　　仁君
総務課指導監	工　藤　英　仁君	企画政策課長	柴　田　正　一君
税務課長	渡　邊　仁　志君	町民課長	工　藤　隆之進君
福祉介護課長	塩　越　信　子君	福祉介護課指導監	竹　達　暁　教君
健康増進課長	大　水　　要君	健康増進課指導監	森　山　実　希君
農政課指導監	三津谷　　博君	水産商工観光課長	畑　井　幸　治君
地域整備課長	佐々木　隆　志君	地域整備課上下水道管理室長	近　藤　　吏君
会計管理者	田　中　正　美君	平内中央病院事務局長	小　形　正　樹君
消防監消防署長	木　村　秀　人君	教育長	渡　辺　伸　一君
学校教育課長	須　藤　鉄　博君	生涯学習課長	小　林　正　人君

事務局出席者職氏名

議会事務局長　船　橋　　寿　　　事務局長補佐　片　山　潤　一

振鈴（午前１０時　開　議）

議　長（船橋健人君）皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員が８人でありますので、会議は成立します。

なお、初日に会議録署名議員の指名をいたしましたが、本日、９番、佐々木徳正議員が欠席しておりますので、補充指名することにいたします。１０番、田中光弘議員を会議録署名議員に追加いたします。

日程に入る前に報告がございます。去る１１月３０日開催の平内町議会運営委員会において、町長が病気療養のため、今定例会は全日程欠席となる旨の報告があったことから、一般質問の取扱いにつ

いて協議し、その結果が議会運営委員会委員長から私に報告がありましたので、お知らせいたします。
まず、一般質問については予定どおり行うと決定したことから、既に皆さんにお配りした会議日程、町ホームページで一般質問を行う旨、公表しております。
また、一般質問の通告内容について、町長は把握しており、答弁も町長の考えに基づき行うとした旨の町の方針を確認できましたので。ただし、再質問は町長が不在のため、町長の考えが答弁に反映されるべき内容は控えると議会運営委員会で申合せした旨、委員長より報告を受けましたので、お知らせいたします。
それでは、ただちに本日の会議を開きます。会議は、議事日程表第２号により進めます。

◇

日程第１、一般質問

議　長（船橋健人君） 日程第１、一般質問を行ないます。
それでは通告に基づき、１０番、田中光弘君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、１０番、田中光弘君。

１０番（田中光弘君） おはようございます。通告の順に従いまして、一般質問を行います。
初めに、船橋町長、不在ですが、４期目の町長就任、おめでとうございます。このたびは１２年ぶりの町長選挙であり、一騎討ちとしては２０年ぶりということであり、実に両陣営とも激しい戦いの展開でありました。
１２年前、船橋町長が初当選後に、日本共産党の東青地区委員会委員長と就任祝を兼ね、抱負や意見交換をするために表敬訪問いたしました。話が進むにつれ、当町の人口減少や町の生き残りに対し、ただ大変だとの感情ではないと言いつつも、危機感を感じる、震える思いだと、震えるとのこれ以上ない言葉が出たことに驚きました。また、本心であると感じ取られ、今でも強く脳裏に刻み込まれています。私たちは退席後、お互いに率直な方だとの感想を述べ合ったものでした。
さて、今回の選挙戦では、町民への活動状況の情報提供として、両陣営ともインターネットを活用しての録画配信などを駆使し、世情を反映しての都市型選挙の様相でもありました。また、全戸チラシとして、我が家にも両陣営から実績と公約を掲げたチラシが入りました。船橋陣営からは４種類のチラシが入り、それには４つの基本姿勢、４つの約束を根幹に政策が掲げられていました。
そこで、町長がこれまで公の場で触れてこなかったのではないかと思われる事業をピックアップして質問に入ります。よろしくお願いします。
（１）として、子育て教育についてであります。
①として、病児保育施設整備についてです。病育事業は、子供の様態等によって３つの種類に挙げられます。通告では４種類とありましたが、３種類に変えさせていただきます。１つに病児対応型、病後児対応型、２つ目に体調不良児対応型、３つに非施設型、これは訪問型であります。この３種類について、町長の構想はどれを目指しているのか、示してください。
②として、小・中学世帯の修学旅行費補助制度で、街頭演説では新年度から実施したいと訴えていたと記憶しておりますが、補助項目及び補助率は今後具体化すると思いますが、大まかでよろしいので示してください。
③として、高校生・大学生向けの給付型奨学金制度の創設についてです。
（ア）として、平内町奨学金貸付事業は、大学、短大、各種専門学校、高専後期、これは２年でありますが、これが対象でありますが、給付型奨学金制度では高校生・大学生向けとうたっています。対象学校は平内町奨学金貸付事業と同様であると理解してよろしいのか、また、応募資格についてお

伺いいたします。

（イ）として、給付型を創設した際には、従来の平内町奨学金貸付事業の取扱いをどうするのか。廃止となると思いますが、確認のために存廃についてお尋ねいたします。

（ウ）として、平内町奨学金貸付事業で現在返済している方への考慮も必要だと思いますが、この点について考えを示してください。

（２）として、暮らしと福祉についてであります。

①就業や地域活動参画など、セカンドライフ支援窓口の設置とは。具体的な説明をお願いします。

②水道料金負担軽減制度の創出についてであります。

（ア）として、昨年、第３回定例会の同僚議員への答弁では、国から臨時交付金が交付された場合に減免も検討と述べられました。臨時交付金は一時的でありますが、制度の創出とは半ば恒常的と受け取るわけです。制度の創出に至る経緯を示してください。

（イ）として、対象世帯は全世帯か、それとも所得制限を設けるのか、お伺いします。

（ウ）として、実施年度及び軽減割合について、およその考えを示してください。

③地域からの除排雪要請への迅速な対応を掲げていますが、現行の対応との違いを示してください。

（３）として、農林・水産・産業振興についてであります。ほたて対策調査推進監及び産業振興相談支援窓口設置の具体的な説明をお願いします。

（４）役場の強化についてであります。

①として、民間との人事交流や協定、外部専門人材適用による組織の活性化とありますが、具体的な説明をお願いします。

最後に、住民団体、ＮＰＯ法人などの公益活動支援制度について説明を求めまして、壇上からの質問を終わります。（「はい、議長」の声あり）

議　長（船橋健人君）はい、副町長。

副町長（山田光昭君）皆さん、おはようございます。

１０番、田中光弘議員の御質問にお答えします。

答弁に当たっては、町長から考え方を伺っておりますので、答弁させていただきます。

まず、町長選での公約についての第１点目、子育て教育の①病児保育事業についてでありますが、現段階で具体的な実施時期や実施場所、実施形態などについては決定しているものはございませんが、令和３年度及び令和５年度、町職員で構成される平内町政策推進調査研究会で病児保育を施策テーマとして取り上げ、事業の実施について精査、検討を継続しているところでございます。また、令和４年度には、担当課において町内保育園へのアンケート調査や県内の病児保育実施施設の視察を行っております。今後は、政策推進調査研究会での結果報告及び町の実情を踏まえ、御質問にありました３つの形態のうち、実施が可能であるもの、また保護者がより利用しやすい形態のものを選択して事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、子育て教育の②小中学校の修学旅行費補助制度についてでありますが、基本的に交通費や宿泊費、食費、施設入館料等、修学旅行に要した費用全額を補助したいと考えております。実施時期については来年度からを予定しております。

次に、子育て教育の③高校生・大学生向けの給付型奨学金制度についてでありますが、平内町奨学金貸付事業と同様の大学、専門学校に加え、新たに高校生を対象として、経済的理由により就学が困難であり、かつ学業成績が優秀な方を対象と行いたいと考えております。財源等、詳細については現在検討しているところでございます。

給付型創設により平内町奨学資金貸付事業の存廃については、現在の奨学金貸付事業とは別枠で考えておりますので、そのため、現在の返済者への影響はないと考えております。

次に、第２点目の暮らしと福祉の①セカンドライフ支援窓口の具体的な説明をについてでありますが、定年退職後や子育てが一段落した後の人生、セカンドライフについて、これからどのように過ごしたらよいか分からない、やりたいことはあるが相談先が分からないといった、おおむね６０歳以上の中高年層の町民の皆様に向けて、ボランティア、就労、生涯学習等に関する相談、情報提供を行う窓口の開設を検討したいと考えているものでございます。

次に、暮らしと福祉の②水道料金負担軽減制度の創出についてでございますが、１つ目、制度の創出に至った経緯についてでありますが、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、必要な支援を行うため、今後、国から出される予定の補正予算を活用し、町民の負担軽減を図るため、水道料金の減免を予定しているところでございます。

次に、２つ目、対象世帯、所得制限についてでありますが、公共施設等を除く４，４００世帯の住宅及び事業所を対象としており、所得による制限は考えておりません。

次に、３つ目の実施年度及び軽減割合についてでありますが、水道料金軽減に当たり水道料金システムの改修に時間を要することから、実施年度としては令和６年度を予定しており、軽減割合については基本料金及びメーター使用料の減免を予定しております。これにより、１世帯当たり１か月で税込み１，６１７円、町全体として約７５０万円程度の減免となります。減免期間については、国からの予算配分によりますが、おおむね３か月程度を予定しております。

次に、暮らしと福祉の③地域からの除排雪要請への迅速な対応としているが、現行対応との違いについてでありますが、現在の町の除排雪につきましては、除雪自動通報システムを活用した通常の除雪指示と、町からの指示による排雪や圧雪の除去、吹きだまり箇所の解消などを行っております。また、町民からの苦情や要請につきましては、職員及び除雪業者により現場の状況確認を行った後に、必要に応じて対応を取っております。

今後は、この地域や町民からの要請についてさらに重点を置くとともに、今まで以上にきめ細やかな除排雪を行っていきたいと考えております。また、現在はＧＰＳの搭載により除雪車の位置が分かるような様々なシステムも開発されていることから、町に合ったシステムの構築などについても検討してまいりたいと考えております。

次に、御質問の第３点目、農林・水産・産業振興についての１つ目、ほたて対策調査推進監についてでありますが、趣旨につきましては、東京電力福島第一原子力発電所の処理水海洋放出をめぐり、中国が日本産水産物の輸入を全面的に停止したことを受けて、県内水産関係者に動揺が広がり、影響の長期化も懸念されております。また、ラーバの母体となる親貝の不足によりラーバが少ないことに加えて、記録的猛暑となった今夏の高水温の影響で大量死する被害に見舞われ、来年以降の養殖事業への不安が広がっております。

そういった中で、国、県、研究機関と強く連携し、漁業者の生活、水産関係企業の生産活動支援を積極的に支援することを目的として考えており、設置のイメージとしては、現在の水産商工観光課ホタテ係が所管している事務のほか、ホタテ販売ＰＲ、生産方法、産学官民連携、国、県、他自治体と連携した必要な取組を担当、あわせて漁業協同組合や漁業者、水産関連企業の現場窓口として実態の把握と政策立案、関係機関との調整を行うこととし、組織の強化を図ってまいります。

次に、２つ目、産業振興相談支援窓口の設置についてでありますが、趣旨としては、地域企業や農林水産業事業者を取り巻く経営環境は、人口減少や少子高齢化等の構造的問題に加えて新型コロナウ

イルス感染症の流行や原油価格の高騰など、経営環境は不確実性を増しており、地域企業、農林水産業において一層の経営協力化が必要であることから、国、県、金融機関と連携した相談支援制度を創出して、町内の事業者、漁業者、農業者等が活用できる補助金、助成金の活用方法、各種募集情報、申請方法、あわせて起業や各種販売マッチング、事業継承など、総合的に支援することを考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、第４点目の役場の強化の①民間との人事交流等についてでありますが、現在、町職員の人材育成については、毎年、青森県への実務研修へ派遣、また、東京都立川市において自治大学校、宮城県富谷市での東北自治研修所への研修、千葉県千葉市での市町村アカデミー研修などを実施し、既に県庁への実務研修生においては２４名、自治大学校、東北自治研修所においては２１名の研修実績となっており、いずれの研修生においても幹部職員として登用され、活躍しているところでありますが、今後は、町からだけの一方的な派遣、研修だけでなく、民間企業等との人事交流を検討し、民間からのノウハウなどを学び、より一層の人材育成に努め、町民サービスの向上に活用したいと考えているところでございます。

また、外部専用人材適用による組織の活性化についてでございますが、今後ますますデジタル社会の実現に向けて国が自治体デジタル・トランスフォーメーションを推進している状況の中、町においては専門的なデジタル人材が不足している状況から、国、内閣府の地方創生人材支援制度などを活用し、業務負担の軽減、地域経済の推進を図りたいと考えております。

次に、役場の強化の②住民団体、ＮＰＯ法人などの公益活動支援制度についてでありますが、町民の公益活動全体の推進を図るため、地域社会の課題に取り組む団体が自立的、継続的に発展していくための支援として、その活動に必要な事業費の一部を補助する制度を考えております。町においては、ＮＰＯ法人や文化継承団体、ボランティア団体、老人クラブなど、常時拠点が必要な場を提供し、あわせて必要な活動資金、補助金などの提供など、町内発展に寄与するため、団体等に対し、物資両面にて活動を支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

議　長（船橋健人君）はい、１０番、田中光弘君。

１０番（田中光弘君）はい、ありがとうございました。それでは、何点かお伺いします。

まず、病児保育施設の整備、これは大変いい施策だと思っております。今から十数年前に未熟児を抱えた母親から、共働きで市内に子供を連れて行くんだけれども、何とか平内町にもできないものですかという相談がありましたが、当時は今みたいな、最初からもう私自身、無理だろうという形で、こういう公の場でも取り上げてきませんでした。しかしながら、今、国でもこういう施策を進めています。ぜひとも平内町でも、先ほど政策推進協議会の中でまとめたものを今進めると。ぜひ実現していただきたいと思います。これは私のただ単な意見であります。

２つ目に、修学旅行についてであります。全額補助ということで、中学校は１校でありますので問題ないわけですが、小学校は３校と。これは事務的な質問ですが、例年ですと、この３小学校というのは、修学旅行の行き先とか、そういうのはどういうふうになっているのか。一緒なのか、違うのか、そこら辺をちょっとお伺いします。（「はい、議長」の声あり）

議　長（船橋健人君）須藤課長。

学校教育課長（須藤鉄博君）ただいまの田中議員の質問にお答えいたします。

小学校３校の修学旅行の行き先でありますけれども、３校とも今年度は函館に行っております。日程については、各校全て違う別な日になります。以上です。（「はい」の声あり）

議　長（船橋健人君）はい、１０番、田中光弘君。

１０番（田中光弘君）今、各学校の生徒数も減ってきております。また、中学校が１校だということで、３つの学校の生徒の皆さんが親しむためにも、３校がそれぞれ合同のそういう研修とか集まりを行っておりますが、この修学旅行の行き先、日程というのも各学校の裁量によるものですが、これも３校合同でというのは、これは何回も言いますが、各学校の裁量によることでありますけれども、教育委員会としてはそのことについて、一緒にどうですかというような提言というか、それはできますでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議　長（船橋健人君）はい、教育長。

教育長（渡辺伸一君）はい、田中議員の質問にお答えいたします。

田中議員の質問にありましたとおり、基本的に各学校の行事というのは学校の経営者である校長先生が決めることになっております。教育委員会として合同でやってくださいと言うことはできませんけれども、こういう意見がありましたということは各学校長にお伝えしたいと思います。以上でございます。（「はい」の声あり）

議　長（船橋健人君）はい、１０番、田中光弘君。

１０番（田中光弘君）先ほどの壇上での答弁でちょっと聞き漏れです。③番の高校生・大学生向けの給付型奨学資金の制度で、（ウ）の貸付事業で今返済している方に考慮する必要があるのではないかということについて、もう一度お答えできませんか。（「はい、議長」の声あり）

議　長（船橋健人君）はい、副町長。

副町長（山田光昭君）これについては、教育委員会から答弁いたします。（「はい、議長」の声あり）

議　長（船橋健人君）はい、教育長。

教育長（渡辺伸一君）お答えします。

先ほど副町長の答弁にございましたとおり、従来の奨学金貸付事業とこの給付型の貸付事業、これは別枠と考えておりますので、既存の返済者への影響はないものと考えております。以上でございます。（「はい」の声あり）

議　長（船橋健人君）はい、１０番、田中光弘君。

１０番（田中光弘君）影響がないということよりも、給付型制度が始まった場合に、その始まってからでも返済している期間があるわけですね。それについて免除はできないものかという、そういう意味です。（「はい、議長」の声あり）

議　長（船橋健人君）教育長。

教育長（渡辺伸一君）お答えします。

先ほども答弁しましたとおり、２つのこの奨学金事業、これは別物、２つ存在するということでございますので、現在返済している人についても、その返済を猶予するということは生じないと考えております。以上です。（「はい」の声あり）

議　長（船橋健人君）はい、１０番、田中光弘君。

１０番（田中光弘君）はい、水道料金であります。私も、軽減措置というのであれば質問しないわけなんですが、制度の創出ということを訴えておりましたので、あえてこういう質問をしているわけです。３か月ということですが、確かに令和４年度の決算を見ても、収益の収入、支出６，０００万円余りということで、これが１年間続くのも大変だなという思いで見ていたわけです。ちなみに、今回のこの減免措置として、基本料金とメーター使用料は免除だと。ちなみに、私の家庭はどうであるかということで、２０立方ということで、５，０４９円が１，６１７円引いて３，４２２円と、かなり助かるわけなんですが、この質問は、質問というよりも、この場では意見です。町長がいれば、どうして制

度の創出とうたったんだと言いたくなるわけなんですが、これはこれとして、制度の創出といっても軽減措置ということで理解しまして、私の質問は終わります。

議　長（船橋健人君）以上で、田中光弘君の一般質問を打ち切ります。

続いて、６番、太田満則君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、太田満則君。

６　番（太田満則君）皆さん、おはようございます。６番、太田満則でございます。通告に従い、質問いたします。

通告に先立ち、１０月２２日、町長選挙が執行され、４期目の当選の栄を得られました船橋茂久町長、まずは、おめでとうございます。そう言いたいと思いますが、この場にいないことがとても残念であります。

私は今議会に選挙時の言動について質問する予定でありましたが、人間、明日のことは誰も分かりません。御承知のとおり、町長は選挙後、体調を崩され、入退院等を繰り返し、先月１１月３０日の議会運営委員会の中で、現在自宅療養中のため今議会に出席がかなわないとそういう話がありました。

そこで、私は提出していた一般質問の取扱いについてもこの議運で話になったわけでありますが、私は選挙時の言動についてということを質問予定でありましたが、本人の言質がぜひ必要と考え、予定していた選挙時の言動については取下げいたしました。議会運営委員会の中では自宅療養中とのことでしたが、今議会、定例会提出議案、町長説明要旨を副町長代読の提案説明によれば、町長の近況は現在入院中という具合に話しておりました。ぜひ一日も早く体調がよくなり、町民の先頭に立って、今、町民が不安に思っておりますホタテの大量死等の不安、不満、あるいはそのほかの問題払拭の解決に立ち向かい、住民の求める地域の暮らしの安寧に努めていただきたいなと思います。

それでは、通告しております地域交通不便の解消にライドシェア導入の働きかけを関係機関にするべきということについて、質問いたします。

現在、有料で客を運べるのは、二種免許を持ったドライバーに限られております。一方、ライドシェアは、一般のドライバーが自家用車を使うサービスであります。町としても、早期に地域住民の足として利用できるよう、関係機関に早急に、そして積極的に働きかけるべきということであります。

私は、地域交通不便の解消にぜひこのライドシェア導入の解禁を働きかけてほしいということで、これからもお話しいたします。

ライドシェア導入は、都市部とは違い、地方、地域に来れば来るほど需要はあると思います。必要性が増すと思われます。県内でも市部の住民は、公共交通は郡部に比べ整っていると思います。その市部でも、前回、県の担当部長と話をした際、国道などの大通りを除けば利用者が少なく、がらがらで、空気を運んでいるようなものであると。これまでの仕組みを変えなければということで話が一致し、弾みました。やはり一番の原因は、地域から人が少なくなったこと、そして利用者のニーズに合わなくなってきているからだと思います。

現在、有料で客を運べるのは、先ほど話したように、二種免許を持ったドライバーに限られています。一方、ライドシェアは一般のドライバーが自家用車を使うサービスであります。町としても、地域住民の利便性を考え、地域の足として利用できるよう、関係省庁に積極的に働きかけてほしいなと。最近は、国会の場でも盛んにこのライドシェアのことが議論されるようになりました。

町長は、最近、議員と共に国土交通省東北運輸局に道路の拡張を陳情、要望したと聞きました。果たして町民が望んでいるのは道路の拡張でしょうか。地域の人口が減り続けています。先日配布になった広報ひらない１２月号によれば、５年１１月１日現在の人口は１万とびとび３人と掲載されています。前月と比較し、２８人の減と記載されております。このように、町内では毎月毎月人口減が続

いているのが現状であります。多分、今日現在でいえば１万人を切っているんではないかと思います。
　要望の道路の拡幅は、住家のないところはそれなりにできるとしても、住家が連なる箇所の買収、拡幅は難しく、それが進めば一升瓶の注ぎ口みたいに狭まる箇所ができ、かえって渋滞する箇所ができます。私の記憶では、町ではこれまで道路の拡幅ではなく、災害時の迂回道路としてのバイパス道路の建設を要望してきたと思います。私は、地域住民の身近な足のほうがより切実で、何とかしてほしい、それが地域の声だと思っています。要望だと思っております。
　現在、地域住民の足として問題のあるバス運行時間、運転台数の少なくなったタクシー、これが地域住民の本当の悩みだと思います。実際、タクシーは前には２社ありましたが、今は１社のみで、運行台数も本当に少なくなりました。そのほか、個人タクシーが２台走っておりますが、しかし、夜になるとなかなか配車を頼んでも時間がかかると聞きます。私は、地域が高齢化して、運転免許証の返納する人が増えている現状にある中､制度の変更が伴うこの法律改正がぜひ必要だと思っております。機会あるごとに関係機関に要望するべきです。
　難しいという声もありますが、しかし、実際に運行している地域あるいは自治体があります。白タク運行にならないために、運転の報酬を支払わないことを条件にした町があります。北海道天塩町であります。６年前に相乗りマッチング事業として導入したと書いてございます。現在、ドライバーへの報酬があると、先ほど話したみたいに白タク行為として法律違反となるため、ガソリン代を払うことにしている。そして、万一事故が起きた場合はドライバーの保険を使わず、フルカバーするような保険に加入して運行している。そのように聞きました。そのほか、２０１８年、国家戦略特区制度を活用した兵庫県養父市では、３社あるタクシー会社が山間部住民の移動手段として採算が合わないという理由で配車を断ったことから、地域限定で運用をしたと聞きました。タクシー会社、バス会社が一緒になり、ライドシェアサービスを実施しているとこのように聞きました。運転手はほかの仕事を兼任している人も登録しており、配車業務はタクシー会社が行い、料金はタクシーの７割程度に設定していることから、全国で今注目されております。
　先ほど話したみたいに、このライドシェア制度については、現在、国においても活発な議論がなされております。報道によると、早めの制度の成立がなされるのではないかとの記述もありますが、後押しするためにも、先ほど話したように関係機関に積極的に働きかけるべきです。地域住民の足を、交通の利便性を確保、維持できるように関係機関に働きかけるべきと改めて提案いたします。
　最後に、今回取下げした質問が次回質問できるように、町長の体調が一日も早く万全になるようにと念願して、以上、壇上からの質問を終わります。(「はい、議長」の声あり)
議　長（船橋健人君）はい、副町長。
副町長（山田光昭君）６番、太田満則議員の御質問にお答えいたします。
　町長の体調については、徐々に回復していることをまず御報告いたします。次回の定例会には体調を万全にして来ること、御本人の体調ですので、それはあれですけれども、快方に向かっていることを報告いたします。
　それでは、６番、太田満則議員の御質問にお答えいたします。
　地域交通不便の解消にライドシェア導入の働きかけを関係省庁にするべきについてでありますが、一般のドライバーが自家用車を使い、有料で人を運ぶライドシェアについては、現在、国において年内をめどに方向性を出し、できるものから速やかに実行していくこととされておりますが、このライドシェアに関する全国的な動きについては、独自に導入を検討しているのは神奈川県、大阪府の２府県であり、残りの都道府県はタクシー不足を認識しているものの、安全確保やタクシー事業者の経営

圧迫などの根強い懸念が払拭できず、青森県においても具体的な検討には入っていない現状となっております。

確かに、全国的に叫ばれるバス、タクシーの運転手不足の現状においては、法的規制を緩和、解禁し、ライドシェアの導入をすることは新たな移動手段の確保策としては有効な手段の一つと言えなくもありませんが、利用者等の運行に関する安全確保や町にある数少ないタクシー事業者の経営圧迫にならないかなど、我が町にとって真に必要なものであるかどうかの見極めが十分になされていない状況であり、先ほども申し上げましたとおり青森県でも検討がなされていない中で、導入に向けて関係省庁に働きかけることは時期尚早であると考えております。

今後、国の方向性や県の検討状況等の動向を注視し、町としても導入の必要性、メリットがあると判断できたときは働きかけ等の検討を行ってまいります。地域住民の移動手段の確保策については、現在、デマンド型乗り合いタクシーによる実証運行実施に向けた取組を進めておりますので、まずはこれを軌道に乗せることに注力してまいりたいと考えております。以上でございます。（「はい」の声あり）

議　長（船橋健人君）はい、太田満則君。

６　番（太田満則君）今、副町長、町長の答弁ということで聞きましたが、しかし、確かにインターネットなんかを見れば、今話したみたいに不安なところがあるということでございます。がしかし、実際、私、たまたま病院に行ったら、口広の覚えていた人がバスを待っていた。話を聞いたら、朝、息子がホタテに出る前に病院に送られてきたと。６時前に送られで、７時前には病院にいだと。診療が終わったけども、帰るものがないと。今話したみたいにタクシーがあるんじゃないかと言えば、タクシーがあるんでしょう。がしかし、年寄りにとってはタクシーの値段というのは安くはないと。その人の話を聞いたら、２時過ぎでなければ口広に行くバスがないと。それまでここで待っているつもりだと、このような話もしました。うちのおふくろも同じぐらいの年だんで、そんなにうちに帰っても仕事がないんでないかと思うかも分かりませんが、２時間も３時間もそういう具合にしてバスを待っている。タクシーで行けばお金かかる。そういうことで待っている人が実際いるんですよね。

声をかければ多分乗せでいってくれる人もあるんではないかと思いますが、それが気安くできないと。そういう現状にある中で、やっぱり私はこのライドシェア、タクシー会社が反対しているみたいなことものってございますが、しかし、それは地域に来れば、本当に地域の人が使うタクシーっつうのは、病院に行くとか買物に行くとか、そのぐらいのものが関の山だと思うんですよ。ですので、私は地域の人たちの年寄りの老化が進まないためにも、外に出るためにも、ぜひこのライドシェア、積極的に使わせるべきだと私は思います。

先ほど話したみたいに、特区で利用している場所もあるし、あるいは二種免許、取らせているところもある。ただ、お金をもらうとなれば、これはいろんな法律に引っかかるということで、いろんな工夫をしながら地域の足を確保しているというのが現状ですので、私は国の動向は早めに結論を出す、方向性を出す、このようになってございますし、先ほど町長の方からもそういう具体に答えましたが、しかし、地域の人が困っている、やっぱりそういうのを前提に考えれば、私はただただ座して待っているのではなくて、積極的に関係機関に行って働きかけるべきとこのように考えてございます。

ですので、先ほど話したみたいに、ここの場には町長がいません、それ以上のことを話してもなかなか話が進まないとこうのも分かっておりますので、私はぜひ町長にこの方向で話があったということで強く伝えてほしいなということで、質問を終わります。

議　長（船橋健人君）以上で、６番、太田満則君の一般質問を打ち切ります。

続いて、５番、田中茂勝君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、５番、田中茂勝君。

５　番（田中茂勝君） 田中茂勝です。通告に従いまして、一般質問を行います。

まず初めに、当町の水産業の振興についてをお尋ねいたします。

今年の夏は、日本だけでなく、世界各地を熱波が襲い、多くの犠牲者も出ることとなり、国連のグテーレス事務総長は、地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が到来したと、危機感を訴えるほどでございました。

当町においても、陸奥湾の海水温が上昇したことにより、基幹産業であるホタテ養殖業では稚貝や新貝が大量にへい死し、来年からの経営と生活が危機的状況となっております。また、２０２３年は昨年に続いて母貝不足に起因すると思われるラーバの出現数が少なく、陸奥湾一斉の調査結果では過去３５年中５番目に少ない値であったと報告されております。このことは、気候変動に加え、人的要因もかなりあるのではないかと危惧するところでありますが、町長の見解を伺います。

水産商工観光課には、ホタテ養殖の振興を図るため、ホタテ係２名の人員を配置し、その職務分掌として水産業振興に関すること、これを筆頭に漁場環境保全に関することなど、全６項目の職務を定めているところでありますが、近年のホタテ産業は高齢化と後継者不足の問題や消費動向の変化、輸出の増加、加工場の外国人雇用も増えるなど、ホタテ産業を取り巻く環境が大分変化してきていると思います。

このような中で、ホタテ産業、ホタテの生産、加工、流通、販売がどのような状況になっているのかタイムリーに把握することが速やかな対応には必要であると考えますが、ホタテ係の組織体制について、町長の見解を伺います。

次に、町有地の有効活用についてお伺いします。

令和４年度の決算書によれば、公共財産のうち普通財産に占める土地の面積は約８２６万平方メートルです。このうち山林部分である約７３１万平方メートルを除くと約９５万平方メートルが原野、雑種地あるいは宅地などということになり、この面積は東京ドーム２０個分ほどの面積となります。しかし、この全てが平たんで利用しやすい土地ではないにしろ、浜子地区の操車場跡地や廃校となった跡地は１か所に大きな面積を有していることから様々な活用方法が考えられると思いますが、それぞれの土地についてどのように有効活用していく考えか、お伺いいたします。

それでは、最後の質問となりますが、よごしやま温泉での高齢者並びに障がい者の入浴についてお尋ねします。

６５歳以上の高齢者並びに障がい者の方には、健康棟小浴場入浴券が配布されており、小浴場への入浴については１回につき１００円の負担で入浴できるように配慮されてございますが、高齢者の多くは小浴場を希望せずに、通常料金を支払って大浴場を利用しています。また、１００円の負担で済む健康棟小浴場入浴券を所持していたとしても、小浴場を嫌い、大浴場のほうを利用している方が多くおります。いきいき健康館の設置目的を考えれば、高齢者が大浴場を利用する場合には通常の半額程度で利用できるようにすることが望ましいのではないかと考えますが、管理運営規則などを改定するなどして対応できないものか、お伺いいたしまして、壇上からの質問を終えます。（「はい、議長」の声あり）

議　長（船橋健人君） はい、副町長。

副町長（山田光昭君） それでは、５番、田中茂勝議員の御質問にお答えいたします。

まず、第１点目の水産業の振興についてでありますが、当町の基幹産業であるホタテガイ養殖については、一昨年からのラーバ不足により、今年の出荷量は平年より少ないものの、単価が高価で推移

したことから、平内町漁業協同組合の全体の水揚げ金額はおよそ８１億５，０００万円となり、当初の計画を上回る見込みであると伺っております。一方、稚貝については、議員御指摘のとおり、親貝の不足によりラーバが少ないことに加えて、記録的猛暑となった今夏の高水温の影響で大量死する被害に見舞われ、来年の出荷量が大きく減少するものと懸念しております。

平内町漁協では、以前から親貝対策として、１人５トン以上の親貝づくりを要請しているとのことでございますが、高水温などの自然環境の影響のほか、へい死のリスクがあることから、親貝づくりに意欲的に取り組む漁業者が減少していることが考えられ、町でもホタテガイ母貝確保緊急対策事業費補助金として、今年度から３年をめどに対策を講じております。

今後も、国、県に対して支援を要望して様々な対策を講ずるとともに、町の基幹産業であるホタテガイ養殖を持続可能な産業として、漁業者、企業、漁業協同組合と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

次に、２つ目、ホタテ係の組織体制についてでありますが、先ほど田中光弘議員の御質問にもお答えしましたが、東京電力福島第一原子力発電所の処理水海洋放出をめぐり、中国が日本産水産物の輸入を全面的に停止したことを受けて、県内水産関係者に動揺が広がり、影響の長期化も懸念されております。また、ラーバの母体となる親貝の不足によりラーバが少ないことに加えて、記録的猛暑となった今夏の高水温の影響で大量死する被害に見舞われ、来年度以降の養殖事業への不安が広がっております。

そういった中で、国、県、研究機関と強く連携し、漁業者の生活、生産関連企業の生産活動支援を積極的に取り組んでまいります。

そのためには、ほたて対策調査推進監を設置したいと考えております。設置のイメージとしては、現在の水産商工観光課ホタテ係が所管している事務のほか、ホタテ販売ＰＲ、生産方法、産学官民連携、国、県、他自治体と連携した必要な取組を担当、あわせて漁協や漁業者、水産関連企業の現場窓口として実態の把握と政策立案、関係機関との調整を行うこととし、組織の強化を図ってまいります。

次に、第２点目の町有地の有効活用についてでありますが、初めに、今年４月に廃校となった中学校の利活用について御説明いたします。

まず、旧西平内中学校につきましては、社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団に貸与することを決定し、今後、福祉サービス事業所として利用される予定となっております。

旧小湊中学校につきましては、河川氾濫時に浸水区域ということもあり、民間事業者等への貸付けについては不適当と判断しており、新役場庁舎に移転する際、現庁舎で保管している行政文書等を全て新庁舎に保管することは空間的に困難であることから、利用頻度の少ない行政文書等の保管場所として検討しているところであります。

旧東平内中学校につきましては、国道４号から建物までの道路が狭く、交通の便が悪いことから、現時点では具体的な利用案はございませんが、ドローン研修のための施設として活用したいという声が民間事業者より上がっていることから、地域の皆様の御理解を得られるものであるか、地域の振興及び活性化につながるものであるかなど、計画内容を総合的に精査した上で利用の可否を判断する所存でございます。

廃校となったばかりの中学校３校については、当初は体育館などを地域開放型の体育施設として活用することを検討しておりましたが、さきの社会福祉法人における福祉法人活動など、町民の利用に資すると考えられる特定の団体に複数年の利用許可を検討しているものは別として、校舎及び体育館の無料開放という不特定多数の方に門戸を開放するというのは、老朽化設備の改修工事のほか、電気・

水道の基本料金や保守・点検などの維持費用、管理作業や冬期間の除雪作業など、多額の経費や業務の負担がかかることが予想される中にあって、利用人数に対する費用対効果やほかに優先すべき事業も数多くあることを鑑みると、現状では難しいものではないかと考えております。

次に、廃校となった小学校やその跡地についてでございますが、旧東栄小学校につきましては、引き続き防災備品などの備蓄拠点、災害発生時の避難場所として活用する予定でございます。

旧土屋小学校跡地につきましては、定住・移住対策として宅地造成を行い、消防団屯所移設建設予定地、宅地購入者の雪捨て場を除く全ての分譲地が売却済みとなっております。

また、旧山口小学校跡地につきましても、分譲宅地として地域住民に全て売却済みとなっております。

その他、旧狩場沢小学校跡地は宅地として残り１区画、旧浦田小学校跡地は資材置場として１０区画、旧東田沢小学校跡地も資材置場として６区画を売り出しているところであり、現在も購入希望者を募集しているところでございます。

それ以外の遊休町有地でございますが、旧浜子操車場跡地は企業誘致を目的としてインフラ整備を実施済みであり、地域住民の理解を得られるものであるか、地域の振興及び活性化につながるものであるかなどを検討し、今後も企業誘致に努めてまいる所存であります。

次に、第３点目のよごしやま温泉での高齢者並びに障がい者の入浴についてでありますが、平内いきいき健康館の大浴場を利用するには、入浴料、１２歳以上（大人）４８０円、６歳以上１２歳未満（中人）１７０円、６歳未満（小人）８０円、また、回数券については、１２回券をもって１０回相当の料金を徴収するものと条例で定めております。一方、特別使用として、高齢者、障がい者に対して、当町に居住する６５歳以上の高齢者もしくは障がい者で小浴場の利用を希望する者に対しては、１００円で使用させることができるものとすると定めており、令和４年度の年間利用者数は１万４，０９７人利用され、大浴場と合わせた全体の利用者数の約１６％を占めております。

高齢者が大浴場を半額程度で利用できるようにとのことでございますが、半額で利用することにより、一般利用者との間でサービスの提供に不公平感が生じ、トラブルを起こすことも懸念されます。しかしながら、町民の健康を思えば、割引し、利用回数を増やしていきたいところでありますが、現在、６５歳以上の方が小浴場ではなく正規な入浴料にて大浴場を利用している割合が８０％を占めることも考慮すると、町が指定管理者に負担する額も増額する必要があります。あわせて、議員も御承知のとおり、よごしやま温泉は施設の老朽化により年々修繕費がかさんでおり、そこへさらに指定管理料の上乗せとなると財政的に大変厳しいものがございます。

このことから、現在行っているポイントによる入浴のサービスや夜越山の日の割引など、多数のイベントを利用しながら入浴していただきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上でございます。（「はい」の声あり）

議　長（船橋健人君）はい、田中茂勝君。

５　番（田中茂勝君）水産業の振興につきましては、同僚議員も質問し、答弁がありまして、そのような形で、なるたけ漁業関係者に寄り添った、そういうふうな体制ができることが望ましいなと考えます。よろしくお願いをしたいなと思います。

次に、町有地の有効活用についてでありますけれども、いろんな部分に使われていたり、使う計画になっていたりというふうなことはただいま説明を受けました。さらに、使われていない箇所もあるかと思いますけれども、最近、太陽光発電というふうなことで、大規模に実施するというふうなものについては非常に経費もかかったり、想定していない額の、例えば変電所を造るとか、そういうふう

な経費がかかるとかということも以前に副町長から話を聞いておりますので、そういうふうな部分ではなく、割と小規模のものでそういう施設が要らないということで、町がじかにそれを運営する、あるいは第三セクターみたいなものをつくって運営するというふうなことも考えてはどうかなというふうなことで、これは提案であります。

次に、よごしやま温泉の小浴場の件でございますけれども、私も大分、もう１０年ぐらい以上前なんですが、この小浴場がどういうものかと、ちょっと見てみたいというふうなことで、我々仲間四、五人で入ったことがございます。そうするというと、非常に手すりも立派なものがついていて、浴槽までスロープになっていて、高齢者や身障者にとっては非常にいい設備が整った施設であるというふうに感じました。がしかし、浴槽が小さいんですね。四、五人入っていて、そこにまた別な方が入ってくるというと、我々、その当時若かったのでそうなんでしょうけれども、先輩が入ってくれば早く出なきゃならないというふうなことで、ゆっくりは入っていられない。また、洗い場なんかの数も、５つか６つぐらいですかね、シャワーが、そういう状況になっていて、６４歳まで大浴場に入っていた人が、１００円だから小浴場に行こうかと、やっぱりそういう気にはなれないという状況があります。

多くの人は、せっかくこの１００円で入れる券をもらったのに、あれには入りたくないと。これはせっかく１００円で入れるという厚意でやっているのに何だという声もあろうかとは思いますけれども、６５になったら、通常４８０円のところを少し安くするというふうな、段階的に金額を下げていって、７５歳、後期高齢者という年齢になったときには、もうそういうふうな割引はなくなるんだよというふうな、段階的に大浴場の料金を下げていくということはできないのかなというふうな気がしますけれども、今その部分については答えることができますでしょうか。（「はい」の声あり）

議　長（船橋健人君）はい、副町長。

副町長（山田光昭君）今の御質問にお答えします。

先ほども申し上げましたとおり、６５歳以上の入浴の方が８０％以上ということで、なかなか財政的にも補助するということはなかなか厳しいものでございますので、これからそういうのは検討させていただきますので、ひとつよろしくお願いいたします。（「はい」の声あり）

議　長（船橋健人君）以上で、５番、田中茂勝君の一般質問を打ち切ります。

ここで１０分間休憩いたします。

１１時２５分から再開いたします。

（休憩１１時１５分）

（再開１１時２５分）

議　長（船橋健人君）休憩を取り消し、会議を再開します。

続いて、４番、亀田弘徳君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、４番、亀田弘徳君。

４　番（亀田弘徳君）おはようございます。亀田弘徳です。それでは、通告に従いまして、質問を行います。

私は、２つのテーマについて質問させていただきます。１つは介護・福祉事業への支援について、もう一つは児童生徒の読書支援をというものであります。

それでは、１つ目の介護・福祉事業への支援について質問いたします。

市町村の社会福祉協議会で運営する訪問介護事業所がこの５年間で１３％減少したといいます。本県でも、青森市、五所川原市などで８か所が休廃止いたしました。また、２０２２年度は特別養護老人ホームの６２．２％が赤字となり、通所介護の利益率もマイナス５％と苦しい経営となっていること

が新聞で報じられました。介護・福祉事業については介護報酬等で定められており、近年の物価高、人件費等の上昇で困難な運営を余儀なくされていることが表面化しております。
そこで質問いたします。１つ目です。我が平内町は町の全域に集落が点在しており、訪問介護等を行うに当たっては、訪問先への移動距離の長さが事業の効率を制限しております。継続して事業を行うためには地域性を考慮した支援を行う必要がありますが、町の考えをお伺いいたします。
２つ目は、介護事業を運営する上で、現在の公定価格では想定されていないエネルギー価格の上昇、食材費の上昇が経営を圧迫しております。国が現状を認識して対応するまではタイムラグがあります。町として国へ早期の対応を働きかけてもらいたいものですけれども、町の考えをお伺いいたします。
また、国の是正、対応が行われるまでの間、町としてどのような施策を行うか、町の考えをお伺いいたします。
２つ目のテーマです。児童生徒の読書支援をです。
読書活動は、直接的、間接的な影響を通じて児童生徒の学力の向上に大きく寄与いたします。平成２１年度に、静岡大学で読書活動と学力・学習状況の関係に関する調査研究が行われ、学力は学習活動に大きく影響されるが、その学習活動、勉強ということですが、それは読書活動に大きな影響を受け、また、読書の環境というものがこの読書活動に影響することが報告されました。
第六次平内町長期振興計画の中の教育環境の充実の中で、学力について、全国学力・学習状況調査や青森県学習状況調査において現状は年によって全国、県平均を上下しているとし、継続して全国、県平均以上となることを目標としております。児童生徒の学力向上のために、児童生徒の読書支援を行うことは重要なことと考えております。
そこで、１つ目の質問です。図書カードＮＥＸＴ等の配布についてお伺いいたします。
八戸市教育委員会では、小学校、特別支援学校の児童を対象にマイブッククーポンというものを配布しております。そして、本の購入を促しております。その結果、１日当たりの読書時間が３０分以上の児童が４４．９％という結果となり、これは全国や県の３０％台と比較すると非常に高い結果を示しております。児童に昔の図書券、これが図書カードになって、今は図書カードＮＥＸＴというものになっているそうですが、こうした図書カード類を配布して読書支援を行うことについて、町の考えをお伺いいたします。
２つ目です。令和５年度の子供の読書活動の優秀実践校に五所川原市立松島小学校などがあります。そこでは、読書活動のために定期的に行っている取組として朝読書や学級文庫づくりがあり、また、読書意欲を高める活動として児童が自分たちで読書まつりを企画したりしているとのことです。我が町でもこのようなことを取り入れるべきと考えますが、町の考えをお伺いいたします。
３つ目です。豊かな読書環境を設けるために学校図書館の充実が求められますが、当町の小中学校の学校図書館の現状と図書館の充実について、町の考えをお伺いいたします。壇上からの質問は以上です。（「はい、議長」の声あり）
議　長（船橋健人君）はい、副町長。
副町長（山田光昭君）４番、亀田弘徳議員の御質問にお答えいたします。
まず、第１点目の介護・福祉事業への支援についての１つ目、訪問介護を行うに当たって地域性を考慮した支援を行う必要性についてでありますが、今年９月の共同通信社の調査によりますと、市町村の社会福祉協議会が運営する訪問介護事業所が過去５年間に少なくとも約２２０か所、廃止や休止されたことが分かりました。その理由の多くは、ヘルパーの高齢化や人手不足、事業の収支悪化などが響いているとのことでございました。

町内の訪問介護事業所数は、現在、社協運営の１か所と民間運営４か所の計５か所となっております。幸いにも今のところ廃止や休止を検討している事業所はございませんが、当町のような中山間地域における訪問介護の移動時間に係る課題については介護給付費分科会等で審議されておりますので、その意見を踏まえつつ、適切に対応してまいります。

町といたしましても、町民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために在宅サービスの充実が重要であると認識しておりますので、地域に根差した事業所が末永く事業継続できるように、地域の実情に応じた必要な支援を検討していきたいと考えております。

次に、２つ目の町から国への早期対応の働きかけ及びその対応が行われるまでの間の施策についてでありますが、県において、介護報酬の改定に際して地域の現状を考慮するように全国知事会を通して国に要望しているところでございますので、改めて町としての働きかけは考えておりません。

また、コロナ禍における物価高騰の影響を受けている介護サービス事業所に対する町の施策としましては、国の交付金を活用して、本年７月、平内町介護事業所等物価高騰対策支援金を交付いたしました。今後も引き続き、食材料費の値上げなど食事の提供にも影響する場合や光熱水費の高騰が生じている場合には、事業者の負担を軽減し、安定した事業運営を維持できるよう支援してまいりたいと思います。

第２点目の児童生徒の読書支援をについては、教育長のほうから答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。（「議長」の声あり）

議　長（船橋健人君）はい、教育長。

教育長（渡辺伸一君）４番、亀田弘徳議員の御質問にお答えいたします。

第２点目の児童生徒の読書支援をについての１つ目、図書カードＮＥＸＴ等の配布についてでありますが、まず、当町の１日当たりの読書時間が３０分以上の児童の割合は４０％で、八戸市には及びませんが、全国や青森県よりは高い結果を示しております。これは議員御指摘のとおり、読書活動は直接的、間接的影響を通じて児童生徒の学力向上に大きく寄与することを各学校長が認識している結果と考えております。

さて、八戸市教育委員会で行っているマイブック推進事業については、八戸市立小学校と特別支援学校小学部に在籍する全ての児童にマイブッククーポン２，０００円分を配布しております。クーポンは７月１日から９月３０日という使用期限が設けられており、漫画や雑誌、ゲームの攻略本、保護者用の本等には利用できないという制限もあります。

議員から提案のありました図書カードＮＥＸＴの配布につきましては、誰でもオンライン書店を含め、全国の書店で使えること、漫画や雑誌も買えること、使用期限がないことなどから、多数の書店を有する八戸市で行っている事業ほどの効果達成は難しいと考えております。特に町内には書店がないため、使用期限や購入図書の制限も含め、クーポンの発行も難しいことから、現時点で図書カードＮＥＸＴ等を配布することは考えてはおりません。

次に、２つ目の読書活動のために行っている取組についてでありますが、各学校で読書タイムやボランティアによる読み聞かせを実施しており、そのほかとして、児童の読書意欲向上を図るため、読書数の多い学級を放送で全校にお知らせするなどの取組を行っております。

今後は、御指摘のあった読書まつりや学級文庫などの取組についても学校に情報提供し、より一層、読書活動が推進されるようお願いしたいと考えております。

次に、３つ目の当町の小中学校の学校図書館の現状と図書館の充実についてでありますが、図書購入費については、各学校からの所要額の配分に加え、県立図書館の職員が直接来校して助言する学校

図書館アシスト事業の利用などもあり、ハード面ではあまり問題がないと考えておりますけれども、一部高価な図鑑などの本の入替えが進んでいないという問題もあることから、ふるさと納税の活用等を視野に入れ、今後検討したいと考えております。

また、教員の多忙化により図書担当の教員が学校図書に時間を割くことが難しいという現状もあることから、学校地域協働活動ボランティア等を活用して蔵書の管理をするなど、学校図書館の充実に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議　長（船橋健人君）はい、亀田弘徳君。

４　番（亀田弘徳君）まずは介護・福祉事業への支援のほうなんですけれども、町単独ということではなくて、国のほうにいろいろ要望活動をしているということはお伺いしました。ただ、新聞報道とかであると、廃止が急に決まる、それまでの間に事業所さんではいろいろ悩んだ結果の廃止ということにはなるんでしょうけれども、そういうふうにしていきなり廃止、ほかから見ると急に廃止されたという形になってしまうと利用者の方も非常に困ってしまうということでありますので、支援を行うということに当たって、まず各事業者間でのこうした経営に関する困った状態になっているというのを小まめに情報共有をして相談体制というのがまず一つ前段階としてつくっておくべきだと思うんですが、そうした情報共有とか相談体制についてはどのような感じになっておりますでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議　長（船橋健人君）竹達指導監。

福祉介護課指導監（竹達暁教君）ただいまの御質問にお答えいたします。

相談体制につきましては、各事業所において２か月に１回、運営推進会議というものを事業所の義務としてやることになっておりますので、そちらで様々な問題とか利用者の状態などについて情報交換は行っております。以上です。

議　長（船橋健人君）はい、亀田弘徳君。

４　番（亀田弘徳君）実際の経営の苦しさとかなんとかということはなかなか表に出しづらいところはあると思いますので、そのあたりはうまく情報、簡単に相談できるような形で町のほうで持っていっていただきたいなと思います。

それでは、２つ目の読書支援のほうについて、１番目の図書カードＮＥＸＴ等は現在ちょっと構想の中にはないということではありました。確かに八戸市みたいに大きな市になりますと、自分たちのところに書店がありますので、市内の中で効果が出るマイブッククーポンという形で配布して読書支援というのを行えるんですが、教育長が御指摘するとおり、平内町にはそうした有効な書店というのがなくて、私もこれ、図書カードＮＥＸＴではなくてクーポンのほうがいいんだろうなとは思いながらも、やるとすれば結局、そうした書店のある隣接の市町村などと協力して連携した事業になってしまって、かえっていろいろ難しくなるなというのがありまして、それぐらいなら図書カードＮＥＸＴを配布して、それを使ってどういう本を買いましたかというような、児童から結果を報告する形で読書活動の支援に実効性を与えてもいいんじゃないかなと思っての提案でありましたが、これについてはどう思いますでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議　長（船橋健人君）はい、教育長。

教育長（渡辺伸一君）お答えいたします。

どういう本を買ったかという事後確認になるんですけれども、結局、性善説に立ちますと、きちんと学童書を買いましたと言いつつ、実際は何の本を買ったか分からないという実情もございます。それらを考慮すると、逆に委員会のほうで学童書を何種類か集めて、それを選んでもらって、それを配

布する、そちらのほうが確実に学童書を児童生徒に届けることができるのではないかとこのように考えております。以上です。

議　長（船橋健人君） 亀田弘徳君。

４　番（亀田弘徳君） 私としては、図書カードを配る、クーポンを配るというよりも、実効的に子供たちが新しく自分が選んだ本を読む、その読む時間が新しくつくられるというのがあればいいなということですので、今、教育長がおっしゃられた政策、もし実現できるなら、それを実現していただきたいなと思います。

次の質問なんですが、３つ目の豊かな読書環境を設けるためにというところで、現在、学校図書館を担当している先生の負担が非常に重くて、なかなか図書館の充実などに手を割きづらい状況があるということでした。また、図書も図鑑等が非常に高価で、なかなか更新や入替えができないということでした。それ以外にも学校図書館に、静岡大学の調査であれば、とにかく読書している時間があれば学力は伸びるということなので、もう種類とかに限らず、例えば町立図書館で蔵書的に廃棄するようなのでまだ学校図書館として使えるような本があればそっちに移し替える形で学校図書の充実を図っていただきたいんですが、その点についてはどうでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議　長（船橋健人君） はい、教育長。

教育長（渡辺伸一君） 亀田議員の質問にお答えいたします。

今、亀田議員から発言があったとおり、読書時間が伸びれば学力が向上するというのは私も認識しております。また、図書館のほうで使わなくなった本を各小学校や中学校に配布ということで、それについても委員会内で話合いして、できるものはやっていくようにしたいと思います。以上でございます。（「以上です」の声あり）

議　長（船橋健人君） 以上で、亀田弘徳君の一般質問を打ち切ります。

以上で、一般質問を終わります。

―――――――――――――――◇―――――――――――――――

日程第２、質　　疑

議　長（船橋健人君） 日程第２、「報告第２２号」及び「議案第５９号」から「議案第７５号」までの以上１８件を一括して議題とし、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君） 質疑なしと認めます。

―――――――――――――――◇―――――――――――――――

日程第３、議案付託

議　長（船橋健人君） 日程第３、議案の付託を行います。

お諮りします。

「報告第２２号」及び「議案第５９号」から「議案第６５号」までの各案件は、お手元に配布の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

したがって、以上の各案件については、議案付託表のとおり各常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

明日７日は各常任委員会開会のため、休会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

したがって、明日７日は休会とすることに決定しました。

来る１２月８日は午前１０時より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

どうも御苦労さまでした。

（午前１１時４８分　散　会）

令和５年第４回平内町議会定例会会議録（第３号）

令和５年１２月８日

本日の会議に付した事件

日程第　１、総務福祉・経済文教常任委員会報告
日程第　２、議案第６６号　平内町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例案
日程第　３、議案第６７号　平内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
日程第　４、議案第６８号　平内町教育委員会教育長の給料等及びその支給方法条例の一部を改正する条例案
日程第　５、議案第６９号　平内町病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例案
日程第　６、議案第７０号　平内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
日程第　７、議案第７１号　単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
日程第　８、議案第７２号　企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
日程第　９、議案第７３号　平内町病院事業会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
日程第１０、議案第７４号　平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
日程第１１、議案第７５号　平内町土地開発基金条例を廃止する条例案
日程第１２、議員派遣の件
日程第１３、平内町議会活性化特別委員会委員の選任
日程第１４、発議第　８　号　平内町議会ホタテガイ高水温被害対策特別委員会設置案

出席議員　８名

議　長	船　橋　健　人君	副議長	木　村　良　一君	３　番	小笠原　智鶴子君
４　番	亀　田　弘　徳君	５　番	田　中　茂　勝君	６　番	太　田　満　則君
８　番	倉　内　清　一君	１０番	田　中　光　弘君		

欠席議員　１名

９　番　佐々木　徳　正君

地方自治法第１２１条による出席者職氏名

副　町　長	山　田　光　昭君	総務課長・選挙管理委員会事務局長	倉　内　　仁君
総務課指導監	工　藤　英　仁君	企画政策課長	柴　田　正　一君
税務課長	渡　邊　仁　志君	町民課長	工　藤　隆之進君
福祉介護課長	塩　越　信　子君	福祉介護課指導監	竹　達　暁　教君
健康増進課長	大　水　　要君	健康増進課指導監	森　山　実　希君
農政課指導監	三津谷　　博君	水産商工観光課長	畑　井　幸　治君
地域整備課長	佐々木　隆　志君	地域整備課上下水道管理室長	近　藤　　吏君
会計管理者	田　中　正　美君	平内中央病院事務局長	小　形　正　樹君
消防監消防署長	木　村　秀　人君	教　育　長	渡　辺　伸　一君

学校教育課長　須　藤　鉄　博君　　生涯学習課長　小　林　正　人君

事務局出席者職氏名

議会事務局長　船　橋　　寿　　事務局長補佐　片　山　潤　一

振鈴（午前１０時　開　議）

議　長（船橋健人君）おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

出席議員が８人でありますので会議は、成立します。

本日の会議は、議事日程表第３号により進めます。

◇

日程第１、総務福祉・経済文教常任委員会報告

議　長（船橋健人君）日程第１、総務福祉・経済文教の各常任委員会から、付託案件の審査報告書が提出されました。

会議規則第３７条の規定により、「報告第２２号」及び「議案第５９号」から「議案第６５号」までの以上８件を一括して議題とします。

はじめに、総務福祉常任委員長の報告を求めます。（「はい、議長」の声あり）１０番、田中光弘君。

総務福祉常任委員長（田中光弘君）総務福祉常任委員会の、議案審査の、報告をいたします。

当委員会に付託されました、「報告第２２号　専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和５年度平内町一般会計補正予算〕」、「議案第５９号　令和５年度平内町一般会計補正予算案のうち所管部分」、「議案第６０号　令和５年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」、「議案第６５号　令和５年度平内町介護保険特別会計補正予算案」以上、４件について、１２月７日、審査会を開き、慎重審査の結果、報告については、「承認すべきもの」、議案については、いずれも「可決すべきもの」と決定しましたので報告いたします。

議　長（船橋健人君）ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君）質疑なしと認めます。

続いて、経済文教常任委員長の報告を求めます。（「はい、議長」の声あり）４番、亀田弘徳君。

経済文教常任委員長（亀田弘徳君）経済文教常任委員会の、議案審査の、報告をいたします。

当委員会に付託されました、「議案第５９号　令和５年度平内町一般会計補正予算案のうち所管部分」、「議案第６１号　令和５年度平内町水道事業会計補正予算案」、「議案第６２号　令和５年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案」、「議案第６３号　令和５年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案」、「議案第６４号　令和５年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案」以上、５件について、１２月７日、審査会を開き、慎重審査の結果、いずれも「可決すべきもの」と決定いたしましたので御報告いたします。

議　長（船橋健人君）ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君）討論なしと認めます。

これより「報告第２２号」及び「議案第５９号」から「議案第６５号」までの以上８件を一括して採決します。

お諮りします。付託案件に対する委員長報告は、報告は「承認すべきもの」、議案は「可決すべきもの」であります。本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって、「報告第２２号」及び「議案第５９号」から「議案第６５号」までの各案件は、報告は「承認」、議案は「可決」と決定しました。

◇

日程第２、議案第６６号　平内町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例案

議　長（船橋健人君）日程第２、「議案第６６号　平内町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例案」を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長（倉内　仁君）（「議案第６６号」について説明した）

議　長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第６６号　平内町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第６６号」は「可決」されました。

◇

日程第３、議案第６７号　平内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議　長（船橋健人君）日程第３、「議案第６７号　平内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

本案について説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長（倉内　仁君）（「議案第６７号」について説明した）

議　長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第６７号　平内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第６７号」は「可決」されました。

◇

日程第４、議案第６８号　平内町教育委員会教育長の給料等及びその支給方法条例の一部を改正する条例案

議　長（船橋健人君）日程第４、「議案第６８号　平内町教育委員会教育長の給料等及びその支給方法条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

本案について説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長（倉内　仁君）（「議案第６８号」について説明した）

議　長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第６８号　平内町教育委員会教育長の給料等及びその支給方法条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第６８号」は「可決」されました。

◇

日程第５、議案第６９号　平内町病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議　長（船橋健人君）日程第５、「議案第６９号　平内町病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とします。

本案について説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長（倉内　仁君）（「議案第６９号」について説明した）

議　長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第６９号　平内町病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第６９号」は「可決」されました。

◇

日程第６、議案第７０号　平内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

議　長（船橋健人君）日程第６、「議案第７０号　平内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」を議題といたします。

本案について説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長（倉内　仁君）（「議案第７０号」について説明した）

議　長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第７０号　平内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第７０号」は「可決」されました。

◇

日程第７、議案第７１号　単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案

議　長（船橋健人君）日程第７、「議案第７１号　単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

本案について説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長（倉内　仁君）（「議案第７１号」について説明した）

議　長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第７１号　単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第７１号」は「可決」されました。

◇

日程第８、議案第７２号　企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案

議　長（船橋健人君）日程第８、「議案第７２号　企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

本案について説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長（倉内　仁君）（「議案第７２号」について説明した）

議　長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第７２号　企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第７２号」は「可決」されました。

◇

日程第９、議案第７３号　平内町病院事業会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

議　長（船橋健人君）日程第９、「議案第７３号　平内町病院事業会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

本案について説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、病院事務局長。

平内中央病院事務局長（小形正樹君）（「議案第７３号」について説明した）

議　長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第７３号　平内町病院事業会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第７３号」は「可決」されました。

◇

日程第１０、議案第７４号　平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

議　長（船橋健人君）日程第１０、「議案第７４号　平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

本案について説明を求めます。（「はい」の声あり）はい、税務課長。

税務課長（渡邉仁志君）（「議案第７４号」について説明した）

議　長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第７４号　平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第７４号」は「可決」されました。

◇

日程第１１、議案第７５号　平内町土地開発基金条例を廃止する条例案

議　長（船橋健人君）日程第１１、「議案第７５号　平内町土地開発基金条例を廃止する条例案」を議題といたします。

本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、企画政策課長。

企画政策課長（柴田正一君）（「議案第７５号」について説明した）

議　長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第７５号　平内町土地開発基金条例を廃止する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第７５号」は「可決」されました。

◇

日程第１２、議員派遣の件

議　長（船橋健人君）日程第１２、「議員派遣の件」を議題とします。

議会は、議員を各種行事、会議、研修及び陳情等のため、議員を出張又は派遣する場合は、会議規則第１２２条の規定により、議会の議決を得なければならないことになっております。よって本案を提案するものであります。

お諮りします。お手元に配布しております、議員派遣の件のとおり議員を派遣させていきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議員派遣の件」については、「承認」することに決定しました。

◇

日程第１３、平内町議会活性化特別委員会委員の選任

議　長（船橋健人君）日程第１３、「平内町議会活性化特別委員会委員の選任」を行います。

委員の定数は、６名でありますが、１名欠員が生じましたので、その補充のため一人を選任するものであります。

お諮りします。平内町議会活性化特別委員会委員には、委員会条例第６条第１項の規定により、倉内清一君を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました倉内清一君を平内町議会活性化特別委員会委員に選任することに「決定」いたしました。

それでは、平内町議会活性化特別委員会をただちに議会控室に招集いたします。

平内町議会活性化特別委員会開会のため、暫時休憩いたします。

（休憩１０時２８分）

（再開１０時３６分）

議　長（船橋健人君）休憩を取り消し会議を再開します。

ただいま、平内町議会活性化特別委員会から、委員長の互選について報告がありました。平内町議会活性化特別委員会委員長には、倉内清一君が互選されました。委員長を御紹介します。自席での御

挨拶お願いします。（「議長」の声あり）

議　長（船橋健人君）はい、倉内清一君

８　番（倉内清一君）ただいま御紹介いただきました、倉内でございます。図らずしも私が議会活性化特別委員会委員長に任命されました。

残任期間、委員長として職務を全うしてまいりますので、議員各位の御協力をよろしくお願いいたしまして御挨拶といたします。

議　長（船橋健人君）以上で紹介を終わります。

◇

日程第１４、発議第８号　平内町議会ホタテガイ高水温被害対策特別委員会設置案

議　長（船橋健人君）日程第１４、「発議第８号　平内町議会ホタテガイ高水温被害対策特別委員会設置案」を議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、５番、田中茂勝君。

５　番（田中茂勝君）「発議第８号　平内町議会ホタテガイ高水温被害対策特別委員会設置案」について、御説明申し上げます。

今夏の記録的猛暑の影響による陸奥湾の高水温は、ホタテガイの稚貝から成貝までの全品目で大量へい死する被害に見舞われ、漁業者のほか加工業者も含めたホタテガイ養殖業に大きな影響を与えていると懸念しております。

特に大量へい死による産卵前の母貝の不足は、被害が数年にわたって続くものと想定され、ホタテ養殖産業の維持存続に大変危機感を募らせております。加えて、東京電力福島第一原子力発電所の処理水海洋放出を巡り、中国が日本水産物の輸入を全面的に停止したことを受け、水産関係者に動揺が広がり、影響の長期化も懸念されます。

このことから、町議会としても早期に当町の基幹産業であるホタテガイ養殖業における被害等を調査し、その対策と漁業者の再生意欲の確保及び加工業者の経営安定を図るための支援策を検討するため、平内町議会ホタテガイ高水温被害対策特別委員会を設置することを提案するものであります。

以上のことから、私が提出者となり、倉内清一議員他４名の連名により、提案した次第であります。議員各位の御賛同を得まして、決議を賜りたいと思いますのでよろしくお願い申し上げ提案説明といたします。なお、案文の朗読は省略させていただきます。

議　長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「発議第８号　平内町議会ホタテガイ高水温被害対策特別委員会設置案」は可決することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「発議第８号」は「可決」されました。

議　長（船橋健人君）お諮りします。ただいま設置されました、平内町議会ホタテガイ高水温被害対策特別委員会の定数でありますが、委員会条例第５条第２項の規定により９名にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君） 異議なしと認めます。したがって、平内町議会ホタテガイ高水温被害対策特別委員会には９名とすることに決定しました。

それでは、平内町議会ホタテガイ高水温被害対策特別委員会をただちに議会控室に招集いたします。

平内町議会ホタテガイ高水温被害対策特別委員会組織会開会のため、暫時休憩いたします。

（休憩１０時４２分）

（再開１０時４９分）

議　長（船橋健人君） 休憩を取り消し会議を再開します。

ただいま、平内町議会ホタテガイ高水温被害対策特別委員会から正副委員長の互選について報告がありました。平内町議会ホタテガイ高水温被害対策特別委員会委員長には倉内清一君、また副委員長には田中光弘君が互選されました。委員長及び副委員長を御紹介します。自席での御挨拶を願います。始めに、倉内清一委員長。（「はい、議長」の声あり）

議　長（船橋健人君） はい、委員長。

８　番（倉内清一君） ただいまの組織会において平内町議会ホタテガイ高水温被害対策特別委員会委員長に任命されました倉内でございます。

今年の記録的猛暑の影響で、ホタテガイ養殖は稚貝から成貝まで大量へい死する被害に見舞われ、来期の親貝確保が大変厳しく、今後のホタテ養殖産業の経営の存続に大きな影響を及ぼすとされております。現状を踏まえ、早期にホタテガイ養殖業における被害等を調査し、被害対策と漁業者の再生産意欲の確保などを図るための支援策を検討していきたいと思いますので、議員各位の御協力をお願いいたしまして御挨拶とさせていただきます。

議　長（船橋健人君） 次に副委員長、田中光弘君。（「はい」の声あり）

議　長（船橋健人君） はい、田中光弘君。

１０番（田中光弘君） この度、副委員長に任命されました、田中光弘です。

議員各位の御協力並びに関係各位の御協力を得ながら、委員長を補佐し、万全の態勢で、委員会の運営に力を尽くしたいと思いますので、皆様御協力よろしくお願いいたします。

議　長（船橋健人君） 以上で紹介を終わります。

◇

議　長（船橋健人君） 総務福祉、経済文教の各常任委員会から、閉会中の所管事務調査について、議員各位に配布してありますとおり「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

お諮りします。各委員長申し出のとおり閉会中に継続調査を行うことと決することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君） 異議なしと認めます。したがって、総務福祉、経済文教の各常任委員会の所管事務調査は、申し出のとおり閉会中に実施することに決定しました。

議会運営委員会から、次期定例会及び臨時会の会期日程等、議会運営に関する事項等について、議員各位に配布してありますとおり「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

お諮りします。委員長申し出のとおり、閉会中に継続調査を行うことと決することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　長（船橋健人君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の議会運営に関する事項等は、申し出のとおり閉会中に実施することに決定しました。

◇

議　長（船橋健人君）以上で今定例会の全日程が終了しました。

閉会にあたり副町長より御挨拶があります。（「はい、議長」の声あり）はい、副町長。

副町長（山田光昭君）閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

去る１２月４日開会いたしました本定例会は、町長不在での議会となりましたことをお詫び申し上げます。

本年度の各会計補正予算案をはじめ、条例の改正案など、併せて１８件提案したところ、本日、全案件ともそれぞれ御承認、御議決いただき、誠にありがとうございました。

全ての日程が順調に推移し、本日無事に終了することができました。これも偏に、議員各位の御協力の賜であると厚くお礼申し上げます。

また、一般質問あるいは各常任委員会、本会議中にいただきました皆様方の御意見等を参考に、今後とも職員一同、予算執行並びに事務事業の推進に当たりましては、遺漏のないように万全を期してまいりたいと考えておりますので、議員各位には、これまで以上の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。本日は、誠にありがとうございました。

議　長（船橋健人君）これをもちまして、令和５年第４回平内町議会定例会を閉会します。

御協力ありがとうございました。

（午前１０時５４分　閉　会）

地方自治法第１２３条第２号の規定により、ここに署名する。

平内町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員